

第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年3月24日 午後3時00分から5時10分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	遅参	12	辻 和 義	欠席
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	佐 藤 章
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 11番 飯尾 誠 委員
 - 13番 前田 和宏 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 特定農地貸付けに係る承認申請について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第8号 音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

協議案第1号 令和4年度農地利用の最適化の推進等の状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第3回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、11番 飯尾委員、13番 前田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第17項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。

次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号は、報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第1号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 3月16日に譲受人のところへ行ってお話を伺っております。あわせて譲渡人から
もお話を伺っております。今まで賃貸借で耕作していたところを、この度、3条にて
売買ということであります。金額につきましても適正ではないかと思われま
すので、
問題は無いと思われま
す。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
で
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項について、申請のとおり許可することに決定
い
た
し
ま
す。

続きまして、議案第1号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ま
す。

事務局長 (議案第1号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第1号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 3月19日に譲受人のお宅へ行ってお話を伺ってまいりました。譲渡人は親が亡く
なり相続したということで、こちらの土地につきましては、3条で売買ということ
で
申請がございました。金額的にも妥当な金額であると思われま
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
ん

か。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第1号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 この案件ですけれども、2月に申請があった案件の残りの部分の申請であります。
譲渡人は昨年で酪農をやめまして、すべての土地を売ることになっておりました。
土地の価格といたしましては、妥当な金額であると判断いたしました。以上です。

議長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第3項について、申請のとおり許可することに決
定いたします。

続きまして、議案第1号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 (議案第1号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第1号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 この案件ですけれども、田んぼを作られておりました譲渡人が年齢的にも、もう耕作できないということで、酒米を作っている田んぼでありましたので、今回、町外で有機米を作られている会社が名乗り出たというところがございます。現状は、田んぼを作る予定でございますが、畑地化等の件もありまして、水利権等いろいろな問題があるわけですけれども、今のところ酒米も一部作るとの方向で昨日報告を受けました。売買の金額につきましては、水田の売買は初めてなもので、町外の水田の盛んな地域の金額を参考にしております。売り手も買い手も合意の上でこの金額となっております。妥当な金額であると判断いたしました。以上です。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 こちらの案件ですけれども、貸主、借主はお互いに同じ地域であります。貸主のこの人に耕作してもらいたいという気持ちの強いことから、本人も3条について納得した上での3条の申請となります。金額的にも地域の平均的な価格で問題のない価格でありますので妥当であると思われま
す。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項及び第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページ及び4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第2号第2項及び第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7 番 貸主は高齢のため営農を中止されるということで、隣の第2項の借主と、少し離れた場所にある土地は、第3項の借主へ3条で賃貸するということでもあります。価格的にも少し高いと思いますが、地域の価格の範囲内であるので、問題はないと思われれます。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項及び第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項及び第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査

書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

11番 3月1日に借主と現地を確認してまいりました。借主の祖父が貸主と兄弟とい
うことで親戚関係であります。これまで借主のお父様と二人で手伝って耕作されてい
たようですが、貸主は82歳という年齢もあり離農するというので、今後は借りて耕作
されるということになりました。金額も地域の平均な価格でありますので問題はない
と思われます。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第5項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 (議案第2号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 3月19日に借主のところへ行ってお話を伺ってまいりました。先ほど議案第1号
で報告したように、貸主は、親からの相続を受けた土地でありまして、契約の状況が
農業委員会で把握されていないものであることがわかりましたので、今回、3条の賃
貸借の申請となりました。賃貸料につきましては、少し高めではありますが、借主も
この金額で納得されているようでございましたので、問題はないと思われます。以上
です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第6項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第6項朗読、説明)

この案件につきましては、借主は新規就農者で、農地を賃借しハウスと露地で桃の栽培をする計画です。

許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま

す。なお、後ほど議案第3号において、貸主が新規就農者支援の一環として、借主が利用するプレハブの選果場の設置等をする「農地法第4条の許可申請」があります。以上です。

議 長 議案第2号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

1 番 今回、新規就農する借主ですけれども、元々、果樹農家で働いていたそうです。農繁期でないときに、貸主のところで仕事の手伝いをしている中で土地の賃貸を行う話が出たようです。3月3日に石王農政部会長と松川農政副部会長とともに面談を行っておりまして、見直すべき計画もあるように思われましたが、果物を作る技術等は学ばれていると感じられました。金額につきましては、一般畑とは違いますので考えにくい部分はありますけれども、両者、納得している金額であり、一般畑と比べても平均的な価格でありますので、許可相当であると思われま

す。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第7項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め

事務局長 （議案第2号第7項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、貸主にお話を伺ってまいりました。今回、法人設立ということで、それに対
しての個人所有の農地につきまして法人へ賃貸借するという事でお話を伺ってまい
りました。何ら問題はないと思われ
ます。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第7項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。
続きまして、議案第2号第8項及び第9項については関連がありますので、一括し
て議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第8項及び第9項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページ及び7ページの「農
地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断で
きると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第8項及び第9項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 高倉地区から鹿追町に入ったすぐのところにある農場であります。こちらの案件も
法人設立ということで、第8項と第9項の個人所有の土地が高倉地区の中にあるとい
うことで、その農地を法人に使用貸借するという事であり
ます。何ら問題はないと思われ
ます。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第8項及び第9項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第8項及び第9項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、先ほどの議案第2号第6項の関連で、土地の所有者が新規就農者支援の一環として、議案第2号第6項の借主が利用するプレハブの選果場の設置及び駐車場・通路・作業場の確保をするものです。

申請地につきましては、別添「調査書」の12ページ的位置図、13ページの求積図、14ページの計画図のとおりで、あわせて274平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の8ページ及び9ページにあるとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則農地法第4条第6項の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の9ページ及び10ページにあるとおり、資力・信用力については、自己資金での整備で、金融機関から事業費相当額の残高証明書が提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われまます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

1 番 こちらの案件ですけれども、先ほどの新規就農者の3条の賃貸借に関連した案件でございます。「調査書」の13ページの図面のとおり、西側が道道、東、南、北はすべて他耕作者の畑に囲まれておりまして、取付道路しかないという状況でございます。果物を作るといところで、当然、選果場、作業場、通勤の車を置く場所が必要になるかと思われまます。面積的には最小限と見受けてまいりました。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

なお、願出地につきましては、「調査書」の15ページから19ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から調査報告をお願いいたします。

7 番 2月22日に事務局とともに現地を見てまいりました。春から土地を貸すということで、来月くらいに申請があると思われませんが、農地と宅地を整理するという事で測量をしたということでございます。「調査書」の19ページを見ていただければわかりますように、ビニールハウスの縁までのラインで農地の面積を増やしたいということで伺っております。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、久保委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、久保委員退席のため、暫時休憩といたします。

（休 憩）

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。第1項につきましては、別添「調査書」20ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。
久保委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
続きまして、議案第5号第2項から第17項までの件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第2項から第17項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。以上、第2項から第17項にまでにつきましては、別添「調査書」20ページから25ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第2項から第17項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第17項までについて、決定いたします。
次に、議案第6号「特定農地貸付けに係る承認申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

別冊にて配付させていただいております、「議案第6号関係 特定農地貸付け承認申請資料」に基づき説明させていただきます。

本件の申請につきましては、平成27年度から始めて9年目になります。市民農園の申請者及び、実施場所につきましては、昨年度と変更ありません。

まず、1ページ目は位置図で、箇所は丸印のところで、緑南中学校の、道道をはさみました南側になります。

2ページは土地の地番図、3ページは区画割りで、昨年と同じく30区画になります。4ページからの特定農地貸付け協定書については、申請者と音更町との協定書の写しになります。8ページからは、特定農地貸付け規程の関係であります。貸付期間は、令和5年4月1日から11月30日となります。

また、昨年の実施状況につきましては、全区画を貸付けしており、また、昨年貸付けた区画につきましては、今年も仮予約があるとのこと。

1 1 ページは、市民農園の募集内容になります。

貸付内容は昨年度と同じ内容で、今月 2 5 日から募集を始めるという内容になっております。

1 2 ページは、参考資料で、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」の概要をまとめたものでございます。2 番の概要をご覧ください。

(1) は、特定農地貸付けの定義です。①から③まであります。

(2) は、特定農地貸付けの実施主体について記載しています。

(3) は、特定農地貸付け承認は、農業委員会が行うことが書かれております。

次の 1 3 ページでは、開設主体別に手続の内容を図式化しており、今回の内容は、図の 2 番目に該当しております。農地の所有者が、①町と貸付協定を締結したのち、②貸付規程を作成し、③農業委員会への申請をして、④承認されますと、その後、⑤使用収益権の設定となり、利用者を募集して農地使用に関する契約を行うという流れになります。以上、説明とさせていただきます

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第 6 号第 1 項について、申請のとおり承認することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第 6 号第 1 項について、申請のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第 7 号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第 7 号第 1 項から第 1 2 項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後 2 時より、農地調整部会が開催されており、議案第 7 号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

1 0 番 第 1 項、帯広市の A さんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、勲地区の B さん (4 1 歳) を選定いたしました。

第 2 項、札幌市の C さんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区の D さん (5 3 歳) を選定いたしました。

第 3 項、帯広市の E さんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、富丘地区の F さん (5 4 歳) を選定いたしました。

第 4 項、緑陽台南地区の G さんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、長流枝地区の H さん (4 0 歳)、長流枝地区の I さん (4 5 歳) の 2 名を選定いたしました。

第 5 項、北花園地区の J さんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまし

て、今まで借りられていた、報徳地区のKさん（53歳）、報徳地区のLさん（55歳）を選定いたしました。いたしました。

第6項、札幌市のMさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東平和地区のNさん（70歳）、東平和地区のOさん（64歳）の2名を選定いたしました。

第7項、東士狩地区のPさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東士狩地区のQさん（43歳）を選定いたしました。

第8項、矢部地区のRさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、矢部地区のSさん（43歳）、矢部地区のTさん（60歳）、矢部地区のUさん（45歳）、矢部地区のVさん（57歳）の4名を選定いたしました。

第9項、雄飛が丘南区第3地区のWさんからの賃貸の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、誉地区のXさん（65歳）を選定いたしました。

第10項、雄飛が丘南区第3地区のWさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、誉地区のYさん（84歳）、誉地区のZさん（38歳）の2名を選定いたしました。

第11項、東栄南地区のAAさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、共進地区のABさん（31歳）を選定いたしました。

第12項、中昭和地区のACさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、地区のADさん（62歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第7号第1項から第12項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第12項について、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　次に、議案第8号「音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（議案第8号朗読、説明）

　　別紙、「音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）」をご覧ください。

　　音更町農業委員会では、「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、指

針として具体的な目標と取組方法を定めており、農業委員の改選期である3年ごとに検証と見直しを行っており、現在の指針は令和3年3月に策定し、目標を令和6年3月としております。

このたびの農業経営基盤強化促進法等の一部改正で、この指針の作成が法律で義務化され、農林水産省から指針に「目標の達成状況に対する評価方法」を追加するようにとの通達がありました。

このことから、指針の3つの目標であります、

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- 2 担い手への農地利用集積について
- 3 新規参入の促進について

の各項目に「(3) 目標の達成状況に対する評価方法」を追加しております。

なお、令和6年3月の各目標値には変更はありません。以上です。

議長 説明が終わりました。

この件につきましては、本日、午後1時30分から役員会が開催されており、そこで協議しています。

みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

次に、協議案第1号「令和4年度農地利用の適正化の推進等の状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、その実施状況及び達成状況について点検・評価し、「農業委員会等に関する法律」第37条の規定により町ホームページで公表し、北海道に報告することとなっております。

始めに、4ページの別紙様式5の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

(令和4年度農地利用の最適化の推進等の状況の公表及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明)

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。

この件につきましても、本日の午後1時30分から役員会が開催されており、そこで協議しています。

みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議 長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定いたします。
以上で議案は全て終了しました。
以上をもちまして、令和5年第3回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後5時10分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年3月24日

議 長 石 川 清 光